「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」に関する確認事項

平成 31 年 3 月 18 日施行

1. 第 1 条（目的）について
第 1 条の「公共土木施設」とは、次の本協定書前段の定義のとおりとする。
甲及び政令指定都市を除く静岡県内の市町（以下「市町」という。）の所管する河川、海岸、砂防（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）、道路、港湾、漁港及び公園等の施設をいう。

2. 第 2 条（業務）について
「この協定に基づき乙が行う助言は、被害箇所の復旧に関する技術的な内容とする。」とは、次のとおりとする。

「大規模災害時に、県又は市町からの他の防災協定等に基づき被災状況調査等の要請を受けた団体等による現地調査又は報告時、県又は市町職員と同行し、施設の被害状況を把握する等、施設の復旧方法及び検討方針を決める際に、県又は市町の支援技術者（アドバイザー）として、技術的な助言を述べること等」をいう。
なお、大規模災害とは、異常な天然現象により発生した災害（局地激甚災害規模相当以上であるときに限る）とする。

【具体例 1】
広域的な災害が発生した場合や、県又は市町のみで復旧方針等の決定が困難な場合において、技術士として各専門分野の高度な技術力を発揮し、県又は市町に対し総合的な助言を行う。

【具体例 2】
堤防破堤や道路法面崩壊等の交通規制を伴う復旧が必要な災害箇所において、本復旧を見据えた応急復旧の助言を行う。

【具体例 3】
被災した公共土木施設の復旧対策について、建設コンサルタント等が作成した復旧工法について評価・助言を行う。

3. 第 3 条（助言要請）について
第 3 条の「助言要請書」とは、別紙様式第 1 号のとおりとする。

4. 第 4 条（助言承諾）について
第 4 条の「助言承諾書」とは、別紙様式第 2 号のとおりとする。

5. 第 5 条（業務報告）について
第 5 条の「助言業務報告書」とは、別紙様式第 3 号のとおりとする。

6. 第 8 条（費用負担）について
第 8 条の「助言に要した費用」は、現地調査において宿泊等の対応が必要となった場合の宿泊費、交通費、人件費等であり、助言要請機関の土木事務所又は市町と乙が相談の上、負担方法等を決めるものとする。

【助言支援技術者の報酬】国土交通省業務委託等単価による主任技師とする。
半日の場合は、半額とする。

【交通費】助言要請機関の規定に準ずる。

7. 第 9 条（災害補償）について
第 9 条の「この協定に基づいて業務に従事した者が、負傷、罹患又は死亡した場合」とは、「支援技術者が、助言に際し負傷、罹患又は死亡した場合」を示すものとする。

8. 第 10 条（連絡体制）について
第 10 条の「連絡体制」とは、別紙様式 4 号のとおりとする。

以上